

# 秋田市 パートナーシップ宣誓制度

令和4年4月1日から

がスタートしました！

秋田市では、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、「秋田市パートナーシップ宣誓制度」をスタートしました。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務を生じさせるものではありませんが、婚姻に準じた関係にあるものとして、一部の行政サービスの利用ができます。

秋田市は、お二人の思いを尊重し、自分らしく、いきいきと生活できるよう応援します。

## 宣誓をすることができるかた


お一人またはお二人が性的少数者で、次の項目をすべて満たすかた

- 成年に達しているかた
- お二人のうちどちらかが市内に住所があるかた
- 配偶者がいないかた
- 宣誓する相手以外のかたとパートナーシップ関係にないかた
- 民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者など）にないかた

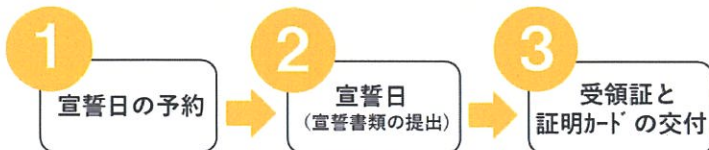
## パートナーシップ証明カード

パートナーシップ宣誓をされたことを証明する書類として受領証と証明カードを交付します。

〈証明カードイメージ〉

第 号	
秋田市パートナーシップ証明カード	
_____ 様	_____ 様
_____ 年 月 日生	_____ 年 月 日生
秋田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、お二人がパートナーシップ関係にあることを証明します。	
 交付 _____ 年 月 日	公印
秋田市長	

## 宣誓手続きの流れ



- ・ 電話またはメール等で宣誓日時予約をしてください。
- ・ ご予約は希望日のおおむね5日前まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
- ・ 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お二人そろってお越しください。

このカードの提示を受けられた方へ

秋田市では、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指しており、このカードはお二人がパートナーシップ宣誓をされたことを秋田市が証するものです。

カードの提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただき、この制度を利用する方の性の在り方（性自認や性的指向等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

☎ 問合せ 秋田市民生活部生活総務課 TEL018-888-5650

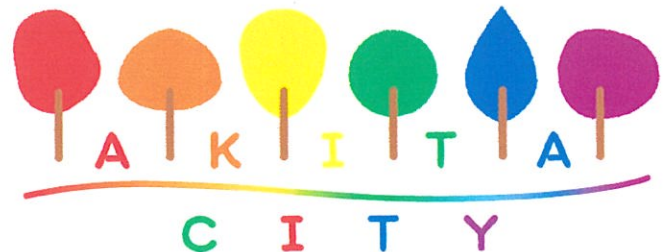
\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

※通称を使用している場合は戸籍上の氏名を記載

特記事項

## ～ にじいろマークの紹介 ～

LGBTQ支援の意思表示としても使われている、6色の虹を表す旗「レインボーフラッグ」にちなんで、秋田市の木「けやき」をモチーフにしたマークを作成しました。このマークは、秋田市パートナーシップ証明カードなどに使用します。



## ～問合せ・受付窓口～

秋田市民生活部生活総務課（市庁舎1階）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5650 受付時間：月～金 8時30分～17時15分

F a x 018-888-5651

E-mail ro-ctmn@city.akita.lg.jp



詳しくはHPをご覧ください。